資料５

【その他】

景観法に基づく行為の届出等の状況

1 令和7年度における届出（通知を含む）の状況

行為の区分＼区域の区分		景観計画区域（市全域）				合計
		一般地域		景観形成重点地区		
		用途地域	用途白地、都計区域外	一の坂川周辺地区	新山口駅周辺地区	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転	6 件（2）	3 件	0 件	0 件	9 件（2）
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	5 件	0 件	0件	0 件	5 件
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転	6 件（5）	10 件（9）	0 件	0 件	16 件（14）
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	0件	0件	0件	0 件	0件
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取、鉱物の掘採を除く）		36 件（3）	57 件（27）	0件	0件	93 件（30）
合計		53件（10）	70 件（36）	0 件	0 件	123 件（46）

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間中、届出書（又は通知書）の提出があった件数

※（ ）内は、太陽光発電設備設置に関する届出数

2 届出件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
届出総数	202件	166件	162件	184件	163件	176件	123件
うち太陽光発電設備	116件	48件	51件	57件	84件	78件	46件

【参考：過去3年間の太陽光発電設備設置に関する届出地域】

・R5年：徳地18件、嘉川13件、宮野9件、大内9件、秋穂8件　他

・R6年：嘉川14件、大内13件、宮野10件、徳地7件、秋穂6件　他

・R7年：嘉川9件、大内8件、平川7件、佐山6件、徳地5件　他

→合計：嘉川36件、徳地30件、大内30件、宮野20件、秋穂14件　他

【参考:届出の必要となる行為　要件一覧】

区域の区分 / 行為の区分		景観計画区域(市全域)			
		一般地域		景観形成重点地区	
		用途地域	用途白地地域、都市計画区域外	一の坂川周辺地区	新山口駅周辺地区
建築物の建築等	新築、増築、改築又は移転	○新築又は移転 高さ15m以上 又は 延床面積3,000㎡(店舗:1,000㎡)以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模が上記のもので、行為に係る部分の面積が500㎡以上	○新築又は移転 高さ10m以上 又は 延床面積1,500㎡(店舗:1,000㎡)以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模が上記のもので、行為に係る部分の面積が500㎡以上	全てのもの	○新築又は移転 高さ15m以上 又は 延床面積3,000㎡(店舗:1,000㎡)以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模が上記のもので、行為に係る部分の面積が500㎡以上
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更	高さ15m以上 又は 延床面積3,000㎡(店舗:1,000㎡)以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	高さ10m以上 又は 延床面積1,500㎡(店舗:1,000㎡)以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	高さ15m以上 又は 延床面積3,000㎡(店舗:1,000㎡)以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上
工作物の建設等※1	新設、増築、改築又は移転	高さ10m以上 ※太陽光発電施設の場合は、パネル面積1,000㎡以上	高さ10m以上 ※太陽光発電施設の場合は、パネル面積1,000㎡以上	全てのもの	○高さ10m以上 ○太陽光発電施設※2 ○屋外広告物※3
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、色彩の変更	高さ10m以上 (太陽光発電施設の場合は、パネル面積1,000㎡以上)のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	高さ10m以上 (太陽光発電施設の場合は、パネル面積1,000㎡以上)のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上	○高さ10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の1／2以上 ○太陽光発電施設※2 ○屋外広告物※3
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更(土砂の採取及び鉱物の掘採を除く)		行為面積1,000㎡以上	行為面積1,000㎡以上	全てのもの	行為面積1,000㎡以上

※1　電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。

※2　建築物と一体となった太陽光発電施設を含む。

※3　建築物と一体となった屋外広告物を含み、山口県屋外広告物条例第6条第1項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件を除く。